

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

◎保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民福祉課町民生活グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色は「オレンジ色」です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成28年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
開始年月日	平成20年 4月 1日
満期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390111010 公印(朱)

◎減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはピンク色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場町民福祉課町民生活グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税である方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は「ピンク色」です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成27年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
開始年月日	平成27年 8月 1日
有効期限	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成27年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390111010 公印(朱)

◎医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次回の発行は、9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に行います。



◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください◆

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場町民福祉課町民生活グループへご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先 ・北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601
・役場町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンター「ゆくり」内) ☎26-7871

介護サービス利用者・施設入所者の皆さんへ

平成27年度 介護保険制度改正のお知らせ

平成27年8月から変更になります



介護保険制度が改正され、介護サービス利用時の負担割合や、施設入所・ショートステイでの食費・居住費の負担軽減、高額介護サービス費の上限額変更など、下記の3項目について変更がありましたのでお知らせします。

1 一定以上の所得がある65歳以上の方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります

収入が年金のみの場合は280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は、合計所得金額が160万円以上の方が、介護サービスを利用した時の負担割合が原則として、1割から2割になります。

要支援・要介護認定を受けている方全員に『負担割合証』を発行します。

2 施設入所やショートステイの食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

従来は、町民税非課税世帯の方であれば『負担限度額認定証』の交付を受けることにより、該当の介護サービスを利用した際の食費や部屋代の負担軽減が受けられましたが、世帯分離していても、配偶者が町民税課税者である場合、または本人・配偶者の預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は、食費・居住費の減免の対象外となります。

3 世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合は高額介護サービス費の上限額が上がります

世帯内に町民税の課税所得145万円以上の高齢者がいる場合、月々の負担の上限が、37,200円から44,400円になります。

ただし、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により37,200円になります。



☒ お問い合わせ先 ☒
役場町民福祉課 福祉グループ ☎26-7872